

国際交流員による「ふくしまの今」発信事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本県の国際交流員（以下、「交流員」という。）が、海外の視点から発見した福島の魅力や福島で暮らす人々の日常、そして東日本大震災から復興する現在の姿を取材し、SNSを通じて国内外に発信することにより、「ふくしまの今」を正確に伝え、共感の輪を広めるとともに、風評払拭を図り、さらには海外から本県への来県を促進する。

2 委託業務の概要

（1）委託業務名

国際交流員による「ふくしまの今」発信事業委託業務

（2）選定方式

提案課題に対する企画提案書の書類審査を行い、本業務に最も優れた企画提案者（単独随意契約の候補者）を選定する。

<提案課題>

ア 本業務を円滑かつ効果的に遂行する体制・運営力について

イ 本業務の実施に係る企画力について

（3）委託料の上限額

5, 133, 000 円（消費税及び地方消費税込み）

（4）業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

（5）委託業務期間

契約締結日から令和8年3月12日（木）までの期間

3 スケジュール

項目	日程
質問書の提出期限	令和7年3月26日（水）午後3時
質問書への回答	令和7年3月28日（金）
参加表明書提出期限	令和7年4月1日（火）午後3時
参加資格の確認通知	令和7年4月3日（木）
企画提案書等提出期限	令和7年4月8日（火）午後3時
審査の結果通知	令和7年4月14日（月）予定
本見積書の提出	令和7年4月16日（水）予定
契約締結	令和7年4月18日（金）以降予定

4 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び提出書類等の様式については、福島県生活環境部生活環境総務課のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。

6 質問の受付

本企画プロポーザルに関する質問は、以下により受け付ける。

(1) 受付期限

令和7年3月26日（水）午後3時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、持参、郵便、電子メール又はファックスで福島県国際課へ提出すること。

(3) 回答

回答については令和7年3月28日（金）に福島県生活環境部生活環境総務課ホームページに掲載する。

7 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、期限までに提出がなかった者の企画提案は受け付けない。

（1）提出期限

令和7年4月1日（火）午後3時まで（必着）

（2）提出方法

参加表明書（第2号様式）を持参、郵便、電子メール又はファックスにより福島県国際課へ提出すること。

（3）参加資格の確認通知時期

令和7年4月3日（木）

（4）参加辞退

参加表明書提出後、当プロポーザル辞退する場合は、速やかに13の問合せ先まで連絡するとともに、辞退届（任意様式）を提出すること。

8 企画提案書等の提出

前項による参加資格の確認通知を受け、参加資格を有すると認められた者は、以下により企画提案書等を提出すること。

（1）提出期限

令和7年4月8日（火）午後3時まで（必着）

（2）提出書類

ア 企画提案書及び工程表

イ 業務実施体制書（第3号様式）

ウ 事業経費積算書（経費区分が分かるように具体的に記載すること）

エ その他企画提案を説明するのに必要と思われる書類

オ 会社概要（第4号様式）

カ 定款又は寄付行為の写し

キ 法人登記簿の写し（参加受付日の3ヶ月以内のもの）

※記載のないものは様式任意。ただし日本工業規格A4判とする。

（3）提出部数

ア～オ 8部（正本1部 副本7部）

カ～キ 1部（正本1部）

（4）提出方法

持参又は郵便により、福島県国際課へ提出すること。

（5）複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

（6）提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出はできない。

（7）その他

- ・ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

- ・ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合には、開示しない。

9 提出上の注意事項

- (1) 質問書及び参加表明書以外の提出書類について、電子媒体による提出は受け付けない。
- (2) 企画提案書は1社1案とする。
- (3) 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- (4) 提出書類の作成及び提出に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (5) 参加表明書の提出をもって、本実施要領の内容を承諾したものとみなす。
- (6) 次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。
 - ・ 提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書が提出された場合
 - ・ 事業経費積算書の総額が「2 (3) 委託料の上限額」を超過している場合
 - ・ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
 - ・ 提出書類に不備があった場合
 - ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
 - ・ 本実施要領に違反すると認められる場合
 - ・ プロポーザル審査委員会の委員または関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
 - ・ その他、県が予め指示した事項に違反した場合

10 審査及び結果の通知

- (1) 審査方法
別紙「「国際交流員による『ふくしまの今』発信事業委託業務」公募型プロポーザル審査要領」により、審査員が書類審査を行う。(口頭説明によるプレゼンテーション審査は実施しない。)
- (2) 結果の通知
審査結果は、本プロポーザルの参加者全員に通知する。
- (3) 審査結果に関する説明請求
選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に、選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して2週間以内に行う。なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀提案者の名称、平均順位の値、総得点」を公表するものとする。

11 契約等

- (1) 仕様協議
県と委託候補者は、企画提案書の内容を基本として委託契約に係る仕様書の確定

について協議する。なお、県は、委託料の上限額の範囲内で企画提案の内容について変更を求めることがすることとする。

(2) 契約手続き

県は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わす。なお、この手続きに参加した者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は本業務の目的達成のために必要と認められる協議を行い、その協議が整わなかった場合は契約の締結を行わないこととする。この場合は、次点者と契約の協議を行う。

(3) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

12 その他

- (1) 審査の際に提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (2) 契約書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行うことがある。
- (3) 情報発信したSNSの写真及び記事、イラストに係る著作権は県に帰属する。
- (4) 本事業は福島特定原子力施設地域振興交付金（以下「交付金」という。）を活用して実施する。交付金が交付されない場合は契約を中止することがある。また、本事業は、福島県議会による令和7年度予算の議決を前提としていることから、予算が議決されない場合には、契約を中止することがある。

13 問合せ先及び関係書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県生活環境部国際課（担当：石井）

電話：024-521-7183 FAX：024-521-7919

E-mail：kokusai@pref.fukushima.lg.jp

**「国際交流員による『ふくしまの今』発信事業委託業務」
公募型プロポーザル審査要領**

1 審査方法

(1) 審査委員ごとの採点・順位付け

公募型プロポーザルの参加者から提出された企画提案書について、複数の審査委員が以下の審査表による採点を行い、審査委員ごとに参加者の順位を決定する。

(2) 全体の順位付け

各審査委員による参加者の順位をもとに、審査員全体の平均順位を算出し、値が小さい順に優秀な企画提案を行った参加者とする。なお、順位の平均値が同数の場合は、各審査委員の採点を合計した値の大きさで順位を決定する。

(3) 選定基準点

審査の結果、審査委員全体の平均点が60点を下回る企画提案を行った参加者については、委託候補者及び次点者に選定しないものとする。

(4) 委託候補者、次点者の決定

以上の方針により、順位が最も高かった者を委託候補者（単独随意契約の予定者）に、2番目に高かったものを次点者に決定する。

2 審査表

(1) 採点基準

「5」：優れている

「4」：やや優れている

「3」：普通

「2」：やや劣っている

「1」：劣っている

(2) 審査表

審査項目	審査基準	採点	加点率	配点
実施体制	①業務を円滑かつ効果的に実施できる体制であるか。	1～5	× 3	15
業務実績	②本業務と類似の業務の受注実績があるか。（採点基準目安 0件:1点、1件:3点、2件:4点、3件以上:5点）	1～5	× 2	10
企画力	③SNSでの情報発信の発信方法・ターゲットが明確で戦略性があるか。	1～5	× 3	15
	④新たな海外のフォロワー確保のために、有効性のある企画の提案があるか。	1～5	× 3	15
	⑤提案内容は、特に国外の閲覧者に対して十分な訴求力があり、来県を促すような工夫がなされているか	1～5	× 3	15
独自提案	⑥仕様書に記載の項目以外に独自の提案があるか。	1～5	× 2	10
分析力	⑦投稿の改善が期待できるSNS分析が提案されているか。	1～5	× 2	10
経費	⑧提案内容に係る業務経費は適正であるか。	1～5	× 2	10

【総得点 100点満点】